安心のネットワーク
NOSAIぐんま

備えの種をまこう。

# 園芸施設共済

群馬県／群馬県農業共済組合

## 大切な園芸施設はいつ被害を受けるかわかりません!!

園芸施設は、強風や大雪等の自然災害や火災によっていつ被害を受けるかわかりません。また、暖房機等の附帯施設が落雷で故障することもあります。

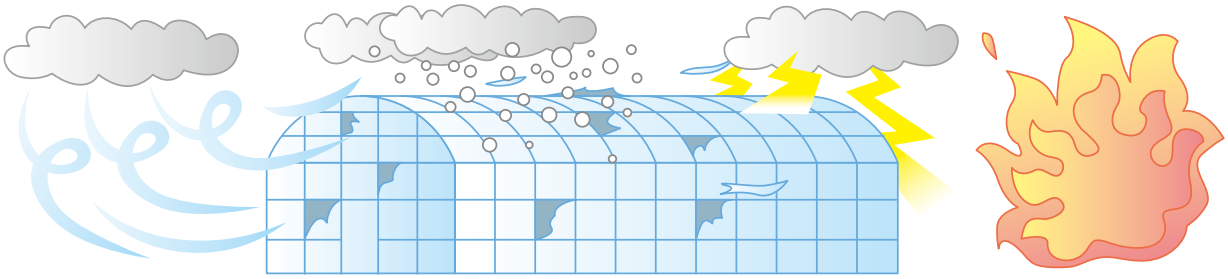

時には、被害にあった園芸施設を取り片づけるために費用がかかる場合もあります。

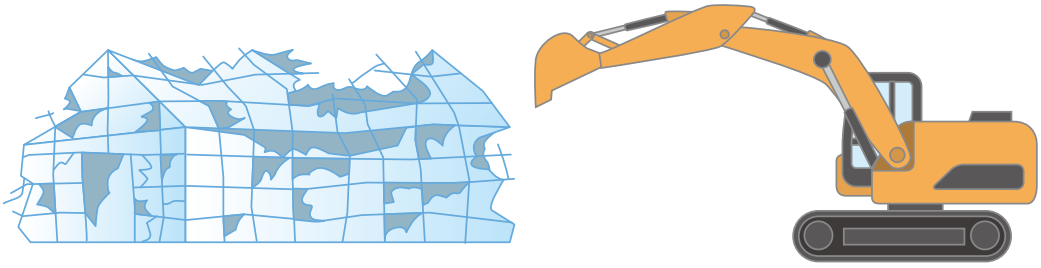

施設内で栽培する作物についても、水害（浸水）や病虫害等の被害を受けるケースは少なくありません。

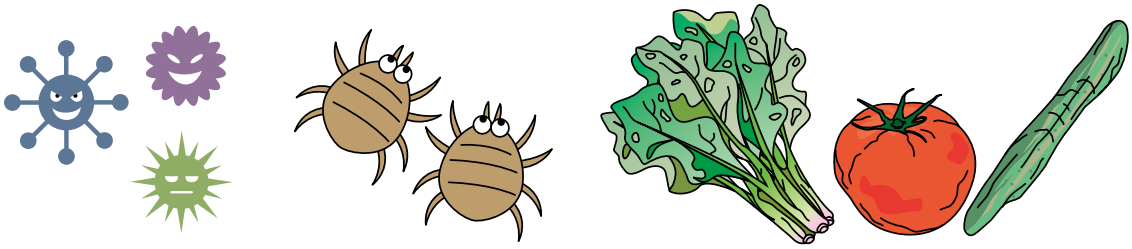

## これらの災害の備えとして園芸施設共済があります!!

園芸施設共済は、**政策保険**です。政策保険とは国や地方公共団体などによって公共的な政策を実現する目的で運営されている保険です。園芸施設共済については、農業者が掛金を出し合って共同準備財産を造成し、災害が発生した際には共済金を支払うことにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。

園芸施設共済は、**掛金の半分を国が負担します**（※一部オプション除く）。また、共済金をお支払いする際に、財源不足にならないよう**国に対して再保険をかけています。**

万が一の災害を受けた際に、営農を円滑に再開できるよう園芸施設共済へのご加入をオススメします。詳しい内容は次のページ以降をご覧ください。

**※復旧費用は国の負担がありません。**

## 支払対象となる事故は様々あります！

風害、雪害、地震等の様々な自然災害に加え、火災や鳥獣害等も補償の対象となっています（航空機の墜落や車両の衝突等も含む）。なお、被害を受けた際には、職員が損害評価を行いますので遅滞なく当組合までご連絡ください。

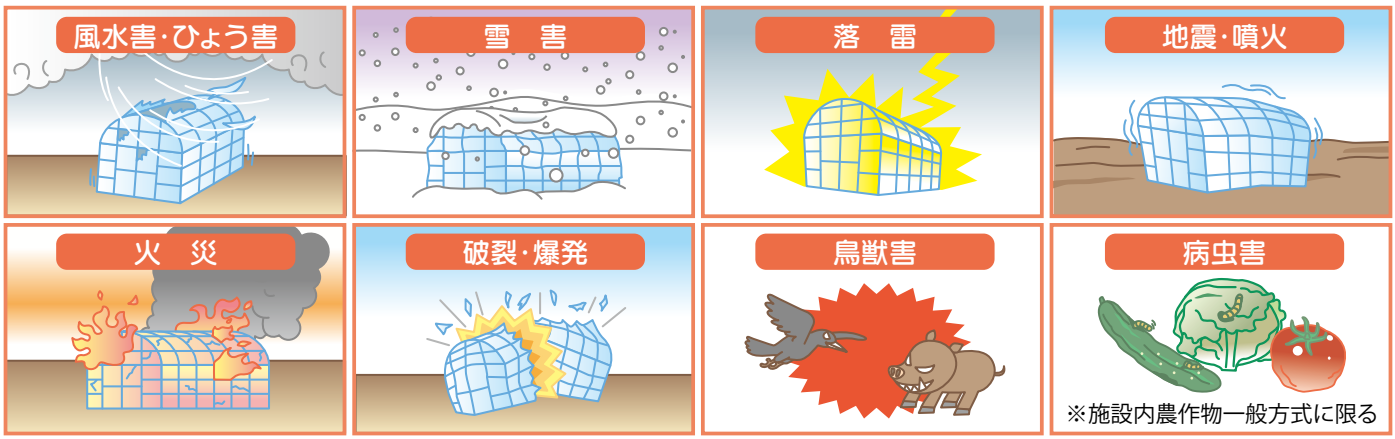


### ご注意

次の項目に該当する場合には、支払の対象となりません。

1. 老朽化によって生じた損害
2. 通常すべき管理、損害防止を怠って発生した損害
3. 損害発生の通知を怠った場合や、不実の通知をした場合
4. 故意もしくは重大な過失による損害
5. 盗難やいたずらによる損害
6. 生理障害及び薬害
7. 損害額が１棟ごとに３万円または共済価額の１割を超えない場合

## ご要望に合わせて補償の組み合わせができます！

特定園芸施設の補償に加え、ご希望のオプションを付けることができます。また、補償割合を50%から80%の範囲で選べますので、補償の充実した加入や掛金等を抑えた加入ができます。

**特定園芸施設**

- ガラス室
- 鉄骨ハウス
- パイプハウス
- 雨よけハウス
- 多目的ネットハウス

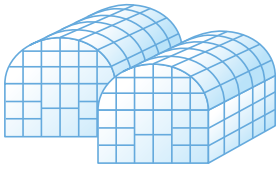

必ず加入

＋

**附帯施設**

- 冷暖房施設
- 換気施設
- カーテン装置
- かん水施設
- 自動制御施設など

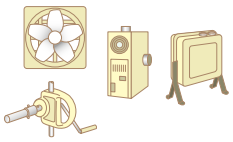

**施設内農作物**

ハウス内で栽培する農作物（野菜・花き・鉢物など）

**撤去費用**

倒壊した施設の撤去に要した費用

**復旧費用**

ハウス本体と附帯施設の再建築価額に近い金額までの補償

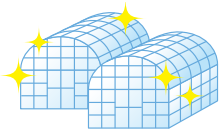

オプション加入

※複数のハウスを所有または管理している場合には、全て同じ加入プランでご契約いただきます。
※台風や大雪の警報発令時は、加入できない場合があります。

## 特定園芸施設

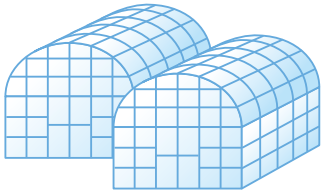

本体と被覆材が補償の対象です。時価額の補償のため、古くなるにつれ補償が下がりますが、掛金等も下がります。時価額については本体は価額の50%、被覆材は価額の25%が下限です。

### 支払額の計算

●本体

本体の時価額　×　損害割合　×　補償割合

●被覆材

被覆材の時価額　×　損害割合　×　（100%－自然消耗割合）　×　補償割合

※本体と被覆材の価額は、国の基準を適用します。なお、被覆材については平成30年４月１日より見直しが為されました。また、本体については見積書等があればその価額で引受します。
※自然消耗割合とは、契約開始から被害を受けた期間までに劣化した部分を考慮した割合となっています。

## 附帯施設

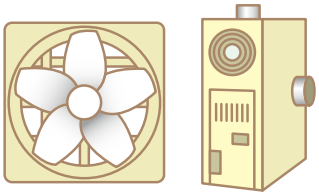

ハウスに設置され、加温・かん水等、栽培のために使用する設備が対象です。時価額での補償のため、古くなるにつれ補償が下がりますが、掛金等も下がります。時価額については価額の50%が下限です。

### 支払額の計算

①修繕費　×　時価現有率　×　補償割合
②附帯施設の時価額　×　補償割合

①②のうち低い方が適用されます。
※業者の見積書等を当組合に提出していただく必要があります。

## 施設内農作物

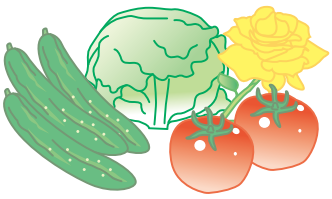

ハウス内で栽培する作物の生産費が対象です。農作物の生産費は、葉菜類・果菜類・花き類ごとに国で定められた値を適用します。なお、育苗用の作物は加入できません。
施設内農作物は、次の加入方式があります。

■一般方式
P２の対象となる事故が全て補償対象です。

■事故除外方式
P２の病虫害を除く事故が全て補償対象です。一般方式に比べて掛金が下がりますが、次のいずれかの加入条件を満たしている必要があります。
・ハウスの設置面積の合計が５アール以上で、ハウスの営農経験が３年以上。
・損害の防止を行うために必要な施設が整備され、適正に行える（土壌消毒、薬剤散布等に係る防除施設）。

## 支払額の計算

作物の生産費　×　損害割合　×　補償割合

※支払額は生育ステージによって異なります。収穫開始直前が最も高くなり、収穫終了に近づくにつれ低くなります。

**ご注意**

病虫害の場合には分割割合が適用されます。分割割合とは病虫害に応じて60%から100%の間で適用される割合で、その割合に応じて補償額が差し引かれます。

## ▶▶▶ さらに充実した補償「収入保険」をご案内します！

青色申告を行っている方については、平成30年度から新しく始まる収入保険をオススメします。
収入保険に加入することにより、さらに充実した補償を受けることができます。

●園芸施設共済（施設内農作物）と収入保険の比較表

| 比較項目 | 園芸施設共済（施設内農作物） | 収入保険 |
|---|---|---|
| 補償割合 | ８割～５割の間で選択 | 補償限度額の９割～５割の間で選択 |
| 国庫補助 | 掛金の50%（補償額の8,000万円分まで） | 保険料の50%　積立金の75% |
| 補償対象 | 施設内で栽培する農作物の生産費 | 農作物の販売収入全体 |
| 対象事故 | 自然災害、病虫害及び鳥獣害による収量減少 | 自然災害等の収量減少に加え価格低下等、経営努力では避けられない収入減少全体 |
| 支払額算出方法 | 現地調査により算出 | 税務申告書等により算出 |

※収入保険は青色申告を行っていることが、加入の条件となっています。
※園芸施設共済と収入保険を重複加入する場合には、施設内農作物のオプションを付けることはできません。

特定園芸施設等は園芸施設共済に、施設内農作物は収入保険に加入することにより、一層の経営安定をはかることができます。青色申告を行っていない方については、従来通り施設内農作物の加入をオススメします。収入保険の詳しい内容や資料の請求は、当組合までご連絡ください。

## 撤去費用

被覆材を除く本体を解体、撤去する費用が対象です。撤去に要する㎡当りの価額はハウスの種類ごとに決まっています。

| ガラス室 | エコノミーハウス<br>鉄骨ハウス | パイプハウス・雨よけハウス<br>木造ハウス・多目的ネットハウス |
|---|---|---|
| 1,200円 | 880円 | 290円 |

撤去に要した金額が100万円を超えたとき、または本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときに共済金が支払われます。

## 支払額の計算

① 領収書の金額　×　補償割合
② 撤去費用の価額　×　損害割合　×　補償割合

①②のうち低い方が適用されます。
※業者の領収書等を当組合に提出していただく必要があります。

## 復旧費用

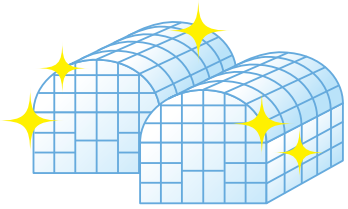

被覆材を除く本体及び附帯施設（附帯施設加入時のみ）の減価償却部分の価額が対象です。例えば、耐用年数（パイプハウス10年・鉄骨ハウス14年・附帯施設7年）以内の場合、特定園芸施設（本体）や附帯施設の補償と合わせて再建築価額の最高80%、耐用年数経過後は最高60%まで補償します。

**復旧費用に加入した時の補償額**

例：パイプハウスの再建築価額が 100 万円で、補償割合 80%を選択した場合

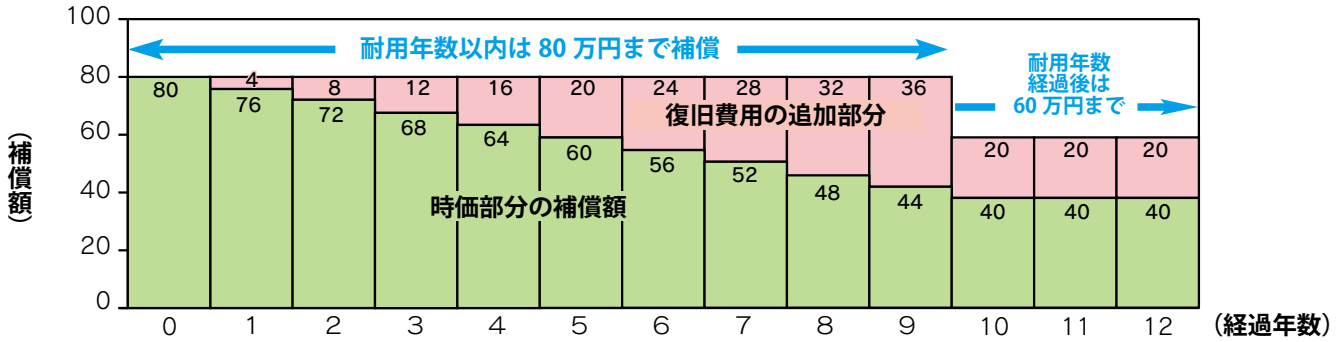


修繕または再建したときに共済金が支払われます。

### 支払額の計算

① （領収書の金額 － 特定園芸施設の被害額（本体）） × 補償割合
② 減価償却部分の価額 × 特定園芸施設の損害割合（本体） × 補償割合

①②のうち低い方が適用されます（附帯施設も同様）。
※業者の領収書等を当組合に提出していただく必要があります。

## 1 年ごとに加入の見直しができます！

契約期間は1年間となっています。そのため、1年ごとに加入内容の見直しや休業する際に一旦加入を取止める等柔軟に対応できます。また、周年被覆をしない場合には、被覆期間に合わせて2ヶ月～11ヶ月までの1ヶ月単位で加入できます。

## 掛金の半分は国が負担します！

補償額の8,000万円分まで、掛金の半分を国が負担します。
なお、復旧費用には国の負担がありません。

### 掛金等の計算

補償額 × 掛金率 × 補償期間 × 1/2（国の負担分） ＋ 事務費

## 損害防止事業を実施しています！

被害の未然防止と発生した損害の拡大を防ぐために、ご加入者には損害防止用品を配布します。また、フィルム張替機「コロ助セット」を無料で貸し出しします。

## 加入の目安（100㎡当りの補償額と掛金）

| ガラス室 | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 1,490,000 | 130,000 | 96,000 |
| 掛金等(円) | 4,552 | 1,128 | 64 |

| パイプハウス | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 180,000 | 95,000 | 23,000 |
| 掛金等(円) | 3,609 | 1,153 | 268 |

| エコノミーハウス | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 508,000 | 125,000 | 70,000 |
| 掛金等(円) | 5,161 | 1,581 | 302 |

| 鉄骨ハウス（軟） | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 665,000 | 125,000 | 70,000 |
| 掛金等(円) | 4,674 | 1,454 | 138 |

| 鉄骨ハウス（硬） | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 813,000 | 124,000 | 70,000 |
| 掛金等(円) | 3,382 | 996 | 137 |

| 合成樹脂板ハウス | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 1,138,000 | 127,000 | 70,000 |
| 掛金等(円) | 4,904 | 721 | 111 |

| 雨よけパイプハウス | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 150,000 | 88,000 | 23,000 |
| 掛金等(円) | 3,239 | 1,693 | 138 |

| 多目的ネットハウス | ハウス本体 | 施設内農作物 | 撤去費用 |
|---|---|---|---|
| 補償額(円) | 62,000 | - | 23,000 |
| 掛金等(円) | 970 | - | 126 |

■試算条件

❶ハウス本体及び被覆材は新品で算出しています。
❷被覆材及び押さえ材により補償額等は変わります。
❸補償額は、補償割合80%で算出してあります。
❹施設内農作物の補償額等は、一般方式の果菜類（トマト・きゅうり等）で算出しています。
❺掛金等は、農家負担掛金と事務費の合計額です。
❻基準の掛金率を適用しています。

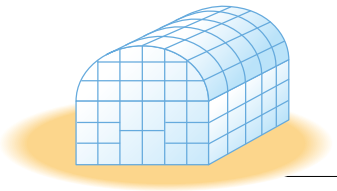

# NOSAI は農家のために!!

## 園芸施設共済へのご加入にあたって

この説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、群馬県農業共済組合（以下「組合」といいます。）および国で行っています。組合と国は保険関係を結ぶことにより２段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け支払い共済金の額が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。

  ※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意もしくは重大な過失によって事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報は、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

  ＜金融商品販売法にかかる重要事項説明書＞

### お問い合わせ先

| 本所・支所名 | 住　所 | | TEL・FAX番号 | 対象エリア |
|---|---|---|---|---|
| 本　所 | 〒371-0847 | 前橋市大友町1-3-12<br>（農業共済会館２階） | TEL 027-251-5631<br>FAX 027-253-7767 | 県下全域 |
| 中部グループ | | | | |
| 前橋支所 | 〒371-0847 | 前橋市大友町1-3-12<br>（農業共済会館１階） | TEL 027-254-2070<br>FAX 027-254-2077 | 前橋市 |
| 伊勢崎支所 | 〒379-2231 | 伊勢崎市東町2668-1<br>（伊勢崎市あずま支所２階） | TEL 0270-62-9915<br>FAX 0270-20-2241 | 伊勢崎市・玉村町 |
| 西部グループ | | | | |
| 高崎支所 | 〒370-0084 | 高崎市菊地町563 | TEL 027-344-2181<br>FAX 027-344-2184 | 高崎市（高崎市吉井町を除く）・安中市 |
| 藤岡支所 | 〒375-0014 | 藤岡市下栗須124-6<br>（多野藤岡広域市町村圏振興整備組合２階） | TEL 0274-24-3730<br>FAX 0274-24-2426 | 藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村 |
| 富岡支所 | 〒370-2316 | 富岡市富岡2486-7 | TEL 0274-62-2450<br>FAX 0274-63-3541 | 富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町 |
| 北部グループ | | | | |
| 渋川支所 | 〒377-0203 | 渋川市吹屋384<br>（渋川市子持行政センター２階） | TEL 0279-26-2600<br>FAX 0279-26-2601 | 渋川市・吉岡町・榛東村 |
| 中之条支所 | 〒377-0423 | 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10 | TEL 0279-75-2005<br>FAX 0279-75-2559 | 中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村 |
| 沼田支所 | 〒378-0044 | 沼田市下之町904-5 | TEL 0278-23-5110<br>FAX 0278-23-0169 | 沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村 |
| 東部グループ | | | | |
| 太田支所 | 〒370-0341 | 太田市新田金井町29<br>（太田市新田庁舎１階） | TEL 0276-20-9199<br>FAX 0276-57-4485 | 太田市 |
| みどり支所 | 〒379-2311 | みどり市笠懸町阿左美1912-1<br>（みどり市農林業センター１階） | TEL 0277-76-9181<br>FAX 0277-76-9185 | 桐生市・みどり市 |
| 館林支所 | 〒374-0029 | 館林市仲町14-1<br>（館林市民センター１階） | TEL 0276-75-3311<br>FAX 0276-75-3318 | 館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町 |

（2018年）